

土浦市の精神保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院）制度の申請方法

必要なのはどちらですか？

<精神障害者保健福祉手帳用診断書>



- 精神障害者保健福祉手帳 → 申請○
- 自立支援医療（精神通院） → 申請○
- 診断書料の助成制度 → 申請○

※市町村によって申請方法や助成制度が違う場合があります。
土浦市以外の方は、各市町村にお問い合わせください。

<自立支援医療（精神通院）用診断書>



- 精神障害者保健福祉手帳 → 申請×
- 自立支援医療（精神通院） → 申請○
- 診断書料の助成制度 → 申請×



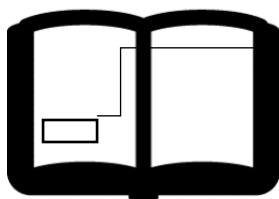
診断書は必要ですか？

下の表を参照し、診断書の種類や要否をご確認ください。

種類	有効期間	申請方法	診断書の要否
精神障害者保健福祉手帳	2年間	診断書or年金証書の写し	診断書→更新の度に必要 年金証書→診断書は不要
自立支援医療（精神通院）	1年間	診断書	診断書→ <u>2年に一度提出</u>

診断書が必要な年がどうか見分けるには、下の図を参照し、ご確認ください。

（自立支援医療の手帳）



- 「手帳用1年目」→診断書不要
- 「手帳用2年目」→診断書要
- 「医療用1年目」→診断書不要
- 「医療用2年目」→診断書要

※有効期間が切れている場合は、
表示に関わらず診断書が必要です。

診断書料の助成制度

土浦市では、精神保健福祉手帳用診断書作成に要した診断書料のうち、5,000円を上限に助成を行っています。

◇精神保健福祉手帳用診断書 → 上限5,000円まで助成（障害福祉課）

◇自立支援医療（精神通院）用診断書 → 助成なし（障害福祉課）

※生活保護受給者の場合、上限3,000円まで助成があります。（社会福祉課）

→助成については、担当のケースワーカーにご相談ください。

◇申請には、診断書料の領収書＋振込先金融機関
が必要となりますので、忘れずにお持ちください。



申請に必要な書類

自立支援医療（精神通院）のみ

- ① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
- ② 自立支援医療費用診断書
- ③ 本人の保険証
- ④ マイナンバーがわかるもの（カードや通知）

精神障害者保健福祉手帳のみ

- ① 精神障害者保健福祉手帳用申請書
- ② 精神障害者保健福祉手帳用診断書

or

年金証書の写し（振込通知書でも可）

- ③ 写真（1年以内に撮影されたもので、縦4cm×横3cm）
※写真なしでも申請できます。写真を貼ることで、正式な身分証明書になります。
- ④ マイナンバーがわかるもの（カードや通知）

精神障害者保健福祉手帳＋自立支援医療（精神通院）

- ① 精神障害者保健福祉手帳用申請書
- ② 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
- ③ 精神障害者保健福祉手帳用診断書
- ④ 本人の保険証
- ⑤ 写真
- ⑥ マイナンバーがわかるもの（カードや通知）

留意事項

- ☆精神障害者保健福祉手帳用申請書・自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書につきましては、窓口で申請する場合、ご本人の情報を入力した申請書をお出ししています。
ご希望であれば、様式をお渡しすることもできますので、お気軽にご相談ください。
- ☆診断書は作成日から3か月まで有効です。診断書作成日から3か月過ぎると、受付できませんので、診断書作成後はお早めに申請手続きをお願いします。
- ☆更新の場合、有効期間の3か月前から申請できます。
（例：12月31日までの場合は10月1日から申請可能）
申請～結果が出るまでに2か月程度かかりますので、早めの手続きをお勧めします。
- ☆年金証書で申請された場合は、障害年金の確認などを含め、3か月程度かかります。
診断書での申請よりもお時間がかかりますので、ご了承ください。

お問い合わせ

土浦市 障害福祉課 窓口 4 ～ 6 番
〒300-8686 土浦市大和町9番1号
☎029-826-1111（内線2454・2365）